

告 示

埼玉県告示第四十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、日高市から日高市の区域内において行われている川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があつたので、同条例第三十条の三第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課
埼玉県西部環境管理事務所
埼玉県東松山環境管理事務所
日高市市街地整備課
鶴ヶ島市生活環境課
坂戸市環境政策課
川越市環境政策課
飯能市環境緑水課
毛呂山町生活環境課

二 縦覧の期間

令和八年一月二十日（火）から令和八年二月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）